

議会議案第3号

四條畷市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり、四條畷市議会委員会条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月24日 提出

提出者 四條畷市議会議員

柳生 駿祐

長畠 浩則

若松 正治

吉田 裕彦

提案理由

令和8年4月組織機構改革に伴い、四條畷市議会の常任委員会の所管の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市議会委員会条例の一部を改正する条例

四條畷市議会委員会条例（昭和45年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務建設常任委員会の項中「、市民生活部、施設創生部」を「、市民生活部、地域協働部、施設創生部」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の四條畷市議会委員会条例の規定に基づく総務建設常任委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員に選任されている者は、それぞれ改正後の四條畷市議会委員会条例の規定に基づく総務建設常任委員会（以下「新委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員として引き続き在任するものとし、その任期は、旧委員会の委員の残任期間とする。

3 この条例の施行の際、現に旧委員会において調査中又は審査中の事件は、当該事件を所管する新委員会に承継されるものとする。

四條畷市議会委員会条例の一部を改正する条例

新旧対照表

四條畷市議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

新

(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管)

第2条 略

2 略

名称	定数	所管
総務建設常任委員会	6人	総合政策部、総務部、財務部、 <u>市民生活部、地域協働部、施設創生部</u> 、都市整備部、田原支所、会計課、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事務並びに他の常任委員会の所管に属さない事務
教育福祉常任委員会	略	略
予算決算常任委員会	略	略

10

(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管)

第2条 略

2 略

名称	定数	所管
総務建設常任委員会	6人	総合政策部、総務部、財務部、市民生活部、 <u>施設創生部</u> 、都市整備部、田原支所、会計課、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事務並びに他の常任委員会の所管に属さない事務
教育福祉常任委員会	略	略
予算決算常任委員会	略	略